

○質権ニ非サル担保ノ目的トナリタル登録
国債ノ利子ノ支払方ニ関スル件

(大正元年9月30日 往第 号)
(大蔵省国債局長から 日本銀行)
総裁あて

質権ニ非サル担保ノ目的トナリタル登録国債ノ利子支払ニ関シ客月13日付国債第156号ヲ以テ伺出ノ趣ハ登録記名者ニ之カ支払ヲ為スヘキ儀ト御承知相成度依命此段及御通牒候也

(照会内容)

甲種登録国債ノ上ニ設定セラレタル質権ノ効力ハ其国債ノ利子ニモ及フヘキ旨本年1月31日付往第895号ヲ以テ御指令相成候処質権ニ非サル担保ノ目的トセラレタル登録国債ニ在リテモ質権ノ場合同様其利子ニマテ効力ノ及フヘキモノナルヤ否ヤ聊カ疑義相生シ候ニ付テハ記名者ヨリ利子支払ノ請求アリタル場合ニハ担保権者ノ承諾アルニ非サレハ応ス可カラサル儀ニ候哉將又供託法第4条及供託物取扱規程第7条ニ準シ直ニ仕払ヲ為シ可然哉至急何分ノ御指令相煩度此段相伺候也